

計測・標準分科会

Optical Metrology Division

計測・標準分科会運営細則

(目的)

第1条 計測・標準分科会（以下、本分科会という）は、測光測色、放射測定技術の研究および、その技術の標準化、およびそれらの応用分野に関心を持つ同学・同好の者が集い、照明学会としての研究・開発、調査、講演・講習企画等の情報交換の場を提供し、関連技術者のスキルアップを図ることを目的とする。

(幹事会の設置と役割)

第2条 本分科会を運営するために、分科会幹事会（以下、本幹事会という）を置く。また、本幹事会が主体として関連する研究調査委員会については、その活動状況を把握し、本幹事会の活動状況とともに、研究運営企画委員会に報告する。

(幹事会の構成)

第3条 幹事長1名、副幹事長2名以内を含め、原則として10名以内の幹事で構成する。

(委員の任期)

第4条 幹事長・幹事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないが、3期以内を原則とする。

(幹事の選任)

第5条 幹事は、毎年度末までに半数ずつが分科会主所属員による選挙で選出される。選挙に際しては、事前に選出幹事定員を公示し、分科会主所属員の半数以上の投票を以て有効とし、まず得票順に定員までを幹事候補として仮選出する。選出された幹事を含む幹事会において、幹事長を投票により選出する。幹事長が決まった後、幹事長が議長となって、副幹事長を合議、または投票によって決定する。正副幹事長、幹事は研究運営企画委員長が理事会に推薦し、理事会が承認し、会長が委嘱する。

(会議の開催)

第6条 本幹事会は、幹事長が召集し、原則として年2回開催する。書面会議・電子メール会議等を実施した場合は、実施後、次回の通常会議(集合会議)でその内容と結果を確認し、議事録に記載する。

(小委員会)

第7条 本幹事会は、必要に応じて、小委員会(WG)を設けることができる。

(議事録)

第8条 本幹事会の議事録は、原則として副幹事長が作成し、本幹事会で確認の上、事務局で保存する。

計測・標準分科会

Optical Metrology Division

(研究会・講習会・シンポジウムの開催)

第9条 本幹事会は、当該分野の研究成果の発表・討論の場として、また、当該分野及び関連分野の技術動向討論・啓蒙の場として、研究会、シンポジウム及び講習会を開催する。

(決算)

第11条 本幹事会は、本分科会の年度決算書を毎年3月までに作成し、研究運営企画委員会と事務局に提出する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、本幹事会が行い、研究運営企画委員会と理事会の承認を必要とする。

附 則

1. この規定は、改正の日から施行する。

改訂の沿革